

船舶事故調査報告書

平成25年5月16日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 庄 司 邦 昭

委員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（平成25年1月20日 05時30分ごろ～06時30分ごろの間）
発生場所	兵庫県洲本市由良漁港南西方沖 洲本市所在の生石鼻灯台から真方位208°5,800m付近 （概位 北緯34°13.3′ 東経134°55.2′）
事故調査の経過	平成25年1月21日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者としての船長からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 住吉丸、4.98トン HG3-35043（漁船登録番号）、個人所有 10.74m (Lr) × 2.75m × 0.77m、FRP ディーゼル機関、48kW（動力漁船登録票による）、昭和57年7月9日
乗組員等に関する情報	船長 男性 62歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和57年3月18日 免許証交付日 平成24年3月21日 （平成29年5月26日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、平成25年1月20日03時00分ごろ由良漁港を出港し、同漁港南西方の漁場で僚船と共に底びき網漁業の操業を始めた。 僚船の船長は、05時30分ごろえい網していたとき、本船が漂泊して揚網しており、その後、船尾甲板にあるデリックを引き上げたのを視認したものの、通常は15分程度でデリックを下ろすところ、デリックが上がった状態で本船が沖の方に流されていることを不審に思い、05時54分ごろ、別の僚船の船長に対し、携帯電話のメールで本船のデリックが引き上げられた状態である旨を伝え、無線で本船を喚呼したが、本船から応答がなく、約10分後に再び無線で喚呼したが、本船からの応答がなかった。

	<p>僚船の船長は、06時01分ごろ、別の僚船の船長に対し、携帯電話のメールで本船の様子がおかしい旨を伝えたのち、網を揚げ終えて本船に向かい、06時30分ごろ、本船に横付けして船内を確認したところ、リールウインチのドラムの右舷側にあるサイドローラーと同ローラーに巻いていた身綱（デリックの引き上げ索）との間に右腕が巻き込まれ、意識を失って倒れている船長を発見した。</p> <p>僚船の船長は、消防に救急車を要請し、消防から第五管区海上保安本部に118番通報され、06時45分ごろ担当海上保安部に通報された。</p> <p>本船は、僚船の船長等により操船されて由良漁港に帰港した。</p> <p>船長は、救急隊員により救出されたが、死亡が確認され、死因は、右上腕断裂、頭蓋骨、肋骨及び左足骨折による出血性ショックと検案された。</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 曇り、風向 北北西、風力 2、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏、潮汐 高潮時、 潮流（友ヶ島水道） 転流 04時42分、南流最強 07時22分 1.3kn 日出時刻：07時04分</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長は、長年漁業に従事し、本船には、昭和57年の建造時から乗船して底びき網漁業などを営んでいた。</p> <p>本船は、由良漁港南西方の水深約60mの漁場において、網口に開口板を取り付けた底びき網を長さ約300mのワイヤで引き、1回の操業に1時間程度を要して5～6回操業し、08時00分ごろ～09時00分ごろの間に帰港していた。</p> <p>本船は、通常、デリックを引き上げて袋網を船尾の開口部から船尾甲板上に吊り揚げ、袋網を開けて魚を甲板に出したのち、デリックを下げるまでに約15分間を要していた。</p> <p>僚船の船長が本船に移乗したときの状況は、次のとおりであった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本船は、機関が運転中であったが、機関の操縦ハンドルが中立の位置にあり、漂泊状態であった。 ・船尾甲板上に袖網が上がっており、引き上げられていたデリックに袋網がロープで吊られた状態となっていた。 ・サイドローラーの発停用レバーは、停止位置にあり、サイドローラーが停止していた。
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>あり</p> <p>不明</p> <p>船長の死因は、右上腕断裂、頭蓋骨、肋骨及び左足骨折による出血性ショックであった。</p>

	<p>本船は、由良漁港南西方の漁場において、05時30分ごろ漂泊して揚網を行い、袋網を吊り揚げるためにデリックを引き上げたのち、06時30分ごろサイドローラーと同ローラーに巻いていた身綱との間に右腕が巻き込まれた状態で倒れていた船長が発見されたことから、この間において、漂泊して揚網作業中、船長が、サイドローラーに身綱を巻いてデリックを引き上げる際、右腕をサイドローラーと身綱との間に巻き込まれて死亡したものと考えられるが、船長が右腕を巻き込まれるに至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が由良漁港南西方の漁場において漂泊して揚網作業中、船長が、サイドローラーに身綱を巻いてデリックを引き上げる際、右腕をサイドローラーと身綱との間に巻き込まれたことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身綱をサイドローラーに巻き付ける場合は、停止状態のサイドローラーに身綱を巻き付けたのち、発停用レバーを操作して巻き始めることが望ましい。